財政上の支援措置の改善提案に対する協議の結果（論点シート）

整理番号	国際・地域の別	指定No	総合特区名称	事業名	事業内容	実施主体	所管省庁名	国の制度名	新規拡充	新規・拡充内容
223	地域	5	畜産バイオマスの高効率エネルギー利用、炭化・灰化利用による環境調和型畜産振興特区	超省エネルギー炭化・灰化装置普及事業	超省エネルギー炭化・灰化実用機の畜産現場への普及を促進する。	キンセイ産業(株) 県内畜産業者	農林水産省		新規	バイオマス事業化戦略に当該提案技術（約600℃の低温で家畜糞を省エネ・減量化して炭化・灰化回収）を加えることによる炭化・灰化装置の実用化支援措置

回数	国と地方の協議【書面協議】担当省庁の見解 ［A：概算要求等として引き続き検討（全国展開、特区含む）、B：現行制度で対応可能、C：対応しない、Z：自治体が検討］						国と地方の協議【書面協議】指定自治体の回答 ［a：了解、b：条件付き了解、c：受け入れられない、d：その他］		対面協議	内閣府記載欄 ［Ⅰ：実現が可能となったもの　Ⅱ：実現に向けて概算要求等の検討がなされるもの　Ⅲ：要望内容の実現に向けて、条件や代替案等を検討し協議を継続して行うもの　Ⅳ：見解の相違があり、要望実現の方向性を導けるよう、引き続き協議を継続して行うもの、または見解の相違により、協議を一旦終了するもの　Ⅴ：自治体が再検討を行うもの、または提案の取り下げを行うもの］	
	担当省庁・担当課	国の予算制度名等	対応	実施時期	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件／代替案の内容とその妥当性・論点など	※対応の但し書き	対応	理由等		内閣府コメント	内閣府整理
1回目	農林水産省食料産業局バイオマス循環資源課	地域バイオマス産業化推進事業	B		特区からは、地域バイオマス産業化推進事業が活用できるよう、バイオマス事業化戦略（H24.9.6バイオマス活用推進会議決定）の技術ロードマップにおける「ガス化」について、技術レベルを実証段階から実用化段階に見直すことと要望がなされている（H26.5.22打合せにて確認済み）。 一方、地域バイオマス産業化推進事業の実施要領においては、バイオマス利活用施設の整備支援の対象を、「①バイオマス産業都市の選定地域であること及び②バイオマス事業化戦略において技術レベルが実用化又は5年以内に実用化と評価されている技術を用いたバイオマス利活用施設であって事業化プロジェクトの事業採算性が確保できると認められること」（実施要領第3の2、第4の2を参照）としている。 バイオマス事業化戦略において「ガス化」の技術レベルは5年以内に実用化と評価されており、特区側の要望のような見直しがなされなくても、現行の地域バイオマス産業化推進事業のスキームの中で対応可能である。		a	新技術を含めたバイオマス事業の推進を、引き続き図るようお願いします。また、地域バイオマス産業化推進事業等、貴省所管のバイオマス事業の活用にあたっては、御協力をお願いします。		農林水産省からバイオマス事業化戦略に当該提案技術（約600℃の低温で家畜糞を省エネ・減量化して炭化・灰化回収）を加えることによる炭化・灰化装置の実用化のための財政支援要望については、既存の地域バイオマス産業化推進事業のスキームの中で対応可能との見解が示され、指定自治体の要望は実現可能となるため協議終了。	Ⅰ
2回目											